



手続き・申請

国民年金は社会保険料控除の対象です

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111（内線4402）

納めた保険料は全額、社会保険料控除の対象に

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子さんなど）の負担すべき国民年金

金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日



麦の赤かび病防除薬剤購入補助

農 問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111（内線3103）

麦の品質確保・生産性の安定を図るために、麦の赤かび病の

家屋を取り壊した際はご連絡を

問 伊奈庁舎税務課 ☎58・2111（内線2301）

固定資産税は、1月1日に、土地・家屋を所有している方に1年分の税金が課税されます。

そのため、年内に家屋（居宅・店舗・倉庫・物置・車庫・外便所など）を取り壊しても（一部取り壊しも含む）、年内中に連絡がない場合には、来年度も引き続き、課税されたままとなります。

取り壊した家屋への課税を防ぐためにも、取り壊しをした場合には、早めにご連絡ください。

また、家屋の用途を変更された方（店舗として使用していた家屋を居宅として使用することにしたなど）も早めにご連絡ください。

連絡を受けた後、職員が確認に伺います。

から10月1日までの間に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られています。

この証明書または領収書を添付してください。平成30年10月2日から12月31までの間に、今年

はじめて国民年金保険料を納めた方へは、翌年の2月上旬に送られます。

【問い合わせ】

土浦年金事務所 ☎029・825・1170

補助対象経費

▼補助対象経費 平成30年収穫作付面積に要した麦の赤かび防除薬剤の購入費（消費税を除く）の10割以内

▼申請方法 納品書（購入薬剤名、単価、数量の記載があるもの）および領収書と、認印、振込先が分かるものを持参の上、12月26日（木）までに産業経済課に申請してください。



お知らせ

みらい平に信号機設置を要望

問 伊奈庁舎安心安全課 ☎58・2111（内線2503）

富士見ヶ丘小周辺の「ゾーン30」化も要望

みらい平地区の主要な交差点2カ所への信号機設置と、生活道路への通り抜けを防止するた

め「ゾーン30」の設置を10月22日、茨城県警察本部の田中交通部長に要望しました。



県警本部・田中交通部長（左）に要望書の説明をする小田川市長（右）

このため市では、子どもたちや高齢者などが安全に道路を横断できるよう、富士見ヶ丘2丁目の交差点と、紫峰ヶ丘4丁目の交差点への早急な信号機設置を茨城県警本部に要望しました。



手続き・申請

未熟児養育医療費の給付制度

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111（内線4402）

出生時の体重が2000g以下

または身体の発達が未熟のまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費に

より助成する制度です。

この制度を利用する方は、お子さんが入院中に申請してください。詳細についてはお問い合わせください。